

環境大臣 小泉 進次郎 殿

原発事故による帰還困難区域を抱える町村の協議会

帰還困難区域の
復興・再生に向けた要望

令和元年11月7日

原発事故による帰還困難区域を抱える町村の協議会長 篠木 弘

原発事故による帰還困難区域を抱える町村の協議会

<構成員>

双葉郡葛尾村	村長	篠木	弘（会長）
相馬郡飯舘村	村長	菅野	典雄（副会長）
双葉郡富岡町	町長	宮本	皓一
双葉郡大熊町	町長	渡辺	利綱
双葉郡双葉町	町長	伊澤	史朗
双葉郡浪江町	町長	吉田	数博

<オブザーバー>

双葉郡葛尾村	議会議長	杉本	宜信
相馬郡飯舘村	議会議長	菅野	新一
双葉郡富岡町	議会議長	塚野	芳美
双葉郡大熊町	議会議長	松永	秀篤
双葉郡双葉町	議会議長	佐々木	清一
双葉郡浪江町	議会議長	佐々木	恵寿

東日本大震災及び東京電力福島第一原子力発電所事故から8年7カ月が経過し、原子力災害は未だ収束せず、今もなお、帰還困難区域で生活を営んできた多くの住民が故郷への帰還も出来ないまま、様々な環境の下で辛く苦しい避難生活を続けており、心身ともに疲弊している状況にある。

このような中、帰還困難区域の一部では、特定復興再生拠点計画の認定により、拠点整備が可能となり、帰還に向けての光がようやく見えてきた区域もあるが、一方で計画から取り残された区域は、引き続き避難指示が継続され、中間貯蔵施設の整備も行われており、荒廃していく姿を目の当たりにせざるを得ないなど、帰還困難区域内における分断も生じている。

帰還困難区域という、世界に類を見ない特殊な区域を抱えた町村は、厳しい環境でも住民を守るべく懸命に復旧復興に取り組んでいる。しかし過去に例がない極めて過酷な原子力災害によって避難を余儀なくされ、一旦全てを失ったことによる歪み、代償は計り知れなく、諸課題が山積し、一つ課題を乗り越えてもまた新たな課題が重くのしかかってくる現状にある。帰還困難区域を抱える町村の真の復興には、まだまだ長く険しい道のりが続くことから、国の責務として、帰還困難区域の全ての避難指示解除に向けて、我々町村の実態に寄り添い、総力を挙げて対応いただくよう、次のとおり要望する。

＜要望事項 1＞

特定復興再生拠点区域復興再生計画に含まれなかった帰還困難区域（以下「拠点区域外」という）について

（1）拠点区域外の避難指示解除に向けた方針の明示

拠点区域外における除染や家屋解体の見通しが示されていない現状に、住民は不安を募らせている。

「たとえ長い年月を要するとしても、将来的に帰還困難区域の全てを避難指示解除し、復興・再生に責任を持って取り組むとの決意」を示した国は、原子力政策を推進してきた社会的責任も踏まえ、拠点区域外の除染や避難指示解除に向けた方針を、復興創生期間終了前までに、早急に検討し、具体的に示すとともに、国として福島復興に対し最後まで責任を持って対応を行う強力な後継組織の体制を整備すること。

（2）除染・家屋解体等の実施

拠点区域外の荒廃は日を追うごとに進んでおり、家屋などで火災が発生する恐れがあるなど、拠点区域外の建物を現状のまま放置しておくことはできない。

また、拠点区域外が、家屋解体の対象となっていないことにより被災者生活再建支援金が支給されない問題が発生している。

さらには、「自宅が朽ちていく様を見ていられないので解体してほしい」、「いつまで除染を待てばよいのか」など、多くの所有者から悲痛な声が寄せられている。

長期避難を強いられている拠点区域外の住民の思いを汲み取り、国が主体となって、時間軸を示しつつ、拠点区域外の除染・家屋解体及び除草・伐木等の荒廃抑制対策を実施すること。

(3) 除染土壌等の最終処分地選定等

現在、大熊町、双葉町において、福島県内の除去土壌等について、最終処分が行われるまでの間の中間貯蔵の受け入れが進められているが、最終処分への道筋が未だ示されておらず、帰還困難区域の復興の足かせとなりかねない状況である。帰還困難区域の全ての避難指示解除のためにも、最終処分地の選定を早期に実施すること。

(4) 拠点区域外の住民への生活支援

帰還意欲の減退を防ぐため、被災者生活再建支援金制度の弾力的な運用など、拠点区域外の住民を対象とした当面の被災者生活支援策にしっかりと取り組むこと。

(5) 特定復興再生拠点区域復興再生計画の区域拡大

長期避難を強いられている拠点区域外の住民の思いを汲み取り、当初認定した区域に捉われることなく、復興の進度に応じて、逐次区域拡大の認定を行うこと。

＜要望事項 2＞

特定復興再生拠点区域復興再生計画に含まれる区域（以下「拠点区域」という）について

（1）住民の要望を尊重した除染・家屋解体の促進

特定復興再生拠点区域復興再生計画の認定により、ようやく避難指示解除の道筋が見えつつあるものの、これまで何の対策もなされてこなかったため、当然ながら住民のふるさとへの帰還意欲は、先に解除された地区に比べて減退している。住民の要望・意見を十分に尊重し、今までの除染の枠にとらわれることなく、際除染を20m以上実施するなど、これまでの知見・経験を踏まえ、除染・家屋解体を速やかに行うこと。

（2）特定復興再生拠点区域復興再生計画に基づく拠点区域整備の促進

拠点区域整備を加速する上で、農地の再生や復興の拠点施設の整備に対する支援等、国においては、十分な財政措置を含め、支援の充実により一層の機能強化の促進を図ること。

また、拠点区域整備の実施にあたり、国は柔軟な運用をすること。

（3）放射線量の測定及び線量低減対策の実施

国の責任において拠点区域内の詳細な放射線量測定を行い、除染終了後には放射線モニタリング測定を実施し、速やかに住民に周知することはもとより、フォローアップ除染など、継続的に被ばく線量低減に向け必要なあらゆる対策を講じること。

＜要望事項 3＞

原発事故による帰還困難区域を抱える町村の復興・再生について

(1) 復興・再生に向けた人的・財政的支援

国においては、今後とも、住民が帰還できるよう財政面・人材面等あらゆる側面から復興・再生を後押しすること。

(2) 交通網の整備

ア JR常磐線について

平成29年10月に竜田－富岡駅間の運行が再開したが、双葉郡内の浪江－富岡駅間はいまだ不通となっている。JR東日本は令和元年度末までの全線開通を目指しているとのことだが、国においては、運転再開に向けて着実に復旧工事が進捗するよう必要な支援や指導を行うこと。

また、早期全線復旧を進める中で、特急列車の運行とスピードアップなど、復興に伴う人的交流の増大への対応や、増便や通通勤時間帯のダイヤの見直しといった利便性の向上など、地域の実情や要請に応じたJR常磐線の機能強化を行うこと。

イ 常磐自動車道について

常磐自動車道については、双葉地方の復旧・復興を推進するために必要な基幹的インフラであり、廃炉作業の進展等の原発事故に起因する諸課題の解決や、地域の復興に向けた社会基盤の整備といった観点からも、広野インターチェンジ（IC）以北の完全4車線化に早急に取り組むこと。

また、廃炉作業や中間貯蔵施設工事、除染廃棄物の輸送等の原発事故に起因する諸課題の解決や、地域の復興に向けた環境整備といった観点からも、大熊 I C 及び双葉 I C（仮称）までのアクセス道路の整備促進が必要であるので、国においては、十分な財政措置を含め、支援の充実により一層の機能強化の促進を図ること。

ウ 国道等の整備について

・国道 6 号

双葉地方の主要道路である国道 6 号については、復旧・復興事業の進展や中間貯蔵施設への搬入量増加に伴い交通量が増加しており、特に大型車の交通量が増加している。福島県警察等において、道路交通の適正な安全管理対策に取り組んではいるものの、慢性的な渋滞の発生や重大事故を含め交通事故の増加が課題となっている。今後も一層の交通量の増加が見込まれるので、道路交通の安全・安心の確保の観点から、渋滞緩和等の措置を行うこと。

・国道 114 号・288 号

古くからその狭隘さに起因する渋滞や事故の発生が懸念されてきた経緯があり、東日本大震災時にはそれが現実のものとなり、避難車両による渋滞が発生し、速やかな避難に支障を来たす結果となった。最近では中間貯蔵施設への除染廃棄物搬入や土砂運搬のための大型車、廃炉や除染等復興事業関係の車両が列をなし、一般車両通行の大きな支障となっており、また、それに伴う事故の発生も報告されている。両国道の拡幅を早急に実施すること。

- ・ふくしま復興再生道路

住民帰還の加速や産業再生を支える、以下に掲げる「ふくしま復興再生道路」の整備を早急に進めること。

国道114号

国道349号

国道399号

県道原町川俣線（県道12号）

県道小野富岡線（県道36号）

県道吉間田滝根線（県道145号）

- ・ふくしま復興再生道路以外の整備

ふくしま復興再生道路（8路線29工区）以外にも、相馬郡・双葉郡の物流を支え、浜通りと中通り地方等との交流人口の拡大・産業交流の活発化に必要な、以下に掲げる連携道路等の整備を図るために必要な財政支援を行うこと。

県道上戸渡広野線の改良整備

県道いわき浪江線の整備促進

県道浪江三春線の整備促進

県道落合浪江線の整備促進

県道小埴上郡山線の改良整備

県道広野小高線の早期全線整備促進

県道富岡大越線の改良整備

県道井手長塚線の改良整備

県道長塚請戸浪江線の改良整備

県道原町二本松線の改良整備

さらに、復興拠点の広域連携形成の視点から、復興拠点と中通り地方及び、拠点区域間を連絡する道路整備が必要不可欠であるため、その財政支援を行うこと。

(3) 立入規制の緩和とこれに伴う防犯対策の一層の強化

帰還困難区域は、立入規制が継続されており、立入のためには、居住していた住民も煩雑な手続きが必要となっている。

既に除染が完了しているエリアについては、代替的な放射線防護措置の確保により、バリケードなどの物理的な防護措置による立入規制を緩和し、家屋、土地の手入れ等のため、自由な立入ができるよう立入規制の緩和を図り、除染が完了していないエリアについても荒廃した家屋等の維持管理のため、手続きを簡素化し立入のための便宜を図ること。なお、立入に際しては、適切な住民の被ばく管理対策を図ること。

また、帰還困難区域内では、窃盗、盗難が多発しており、より一層の防犯対策を講じ、窃盗などから住民の大切な財産を守るための防犯パトロールを強化すること。

(4) 先行解除された地域との公平な支援

帰還困難区域の住民についても、先行解除された地域の住民に対して講じられた支援を同様に行うとともに、固定資産税や国民健康保険税、医療費の負担等における取扱いに不公平が生じないよう町村に対する財源の補てんを行うこと。

(5) 風評対策

「帰還困難区域」という名称が残ってしまう地域の復興が風評によって遅れるということが決してないよう、風評対策に確実かつ継続的に取り組むこと。

また、帰還困難区域であることに起因する風評対

策に帰還困難区域を抱える町村として柔軟に対応するための、自由度の高い交付金制度の創設を検討すること。

以上